

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
7月1日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の再開の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………

救急病院でなくなった医療機関(医療政策課)……………

救急病院の認定(医療政策課)……………

○公告

下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

萩都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

一般競争入札の実施(物品管理課)……………

山口県告示第二百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 関 地 廃 止 年 月 日

むくのき歯科医院	山口市鰐石町五番二〇号	令和七、	四、三〇
南小野田薬局	山陽小野田市南竜王町一番二〇号	〃	五、一

指定訪問看護事業者等	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	所在地	廃止年月日
------------	------------	-------------	-----	-------

一般社団法人 宇部市中村三丁目二番五十四号	宇部市医師会訪問看護ステーション	宇部市中村三丁目二番五十二号	令和七、	三、三一
-----------------------	------------------	----------------	------	------

山口県告示第二百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 関 地	指 定 年 月 日
---------------	-----------

医療法人むくのき歯科医院	山口市鰐石町五番二〇号	令和七、	五、一
くすのき薬局	周南市楠木一丁目九番二六号	〃	六、〃

指定訪問看護事業者等	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	所在地	指定年月日
------------	------------	-------------	-----	-------

株式会社NXC	宇部市野原一丁目一八番七号	訪問看護ステーション	宇部市草江一丁目六番二一	令和七、	五、一
CLIFE Re	光市虹ヶ丘二丁目七番三号	訪問看護リハビリステーション	周南市遠石三丁目九番一五号	〃	〃
CARE株式会社	目七番三号	訪問看護ステーション	目九番一五号	〃	〃

山口県告示第二百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

令和七年七月一日

名	医療	名称	山口県知事	村岡 嗣 政
名	医療	名称	再開年月日	
名	医療	名称	令和七、	五、七

もんでん歯科医院 萩市大字今古萩町一五

山口県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月一日

居宅介護事業者	居宅介護事業所	事業の種類	指定年月日
氏名又は名	名称	所在地	
氏名又は名	名称	所在地	

医療法人社団	山口市下小鯖	通所リ	令和六、
和花輝会おさ	一一三三二一の	ハビリ	九、
ばファミリ	七	シヨ	一
クリニツク			

山口県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月一日

介護予防事業者	介護予防事業所	事業の種類	指定年月日
氏名又は名	名称	所在地	
氏名又は名	名称	所在地	

医療法人社団	山口市下小鯖	介護予	令和六、
和花輝会おさ	一一三三二一の	防通所	九、
ばファミリ	七	リハビ	一
クリニツク		シヨ	

山口県告示第二百二十八号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

令和七年七月一日

名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣 政
名称	所在地		

岩国市立美和病院

岩国市美和町渋前一七七六

山口県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年七月一日

名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣 政
名称	所在地		

岩国市立美和病院

岩国市美和町渋前一三八三の一

令和一〇、六、三〇



(一三三) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年七月一日

種類及び名称	山口県知事	村岡 嗣 政
種類及び名称		

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画富任町五丁目地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二四) 下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画海峡あいランド21地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二五) 萩都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画道路三・五・七土原菊ヶ浜玉江線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 二百三十八台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和七年十二月十二日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報技術推進課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年七月一日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和七年八月二十九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年九月一日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和七年九月一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三一九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三一九六〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 238 sets

(3) Delivery period: December 12, 2025

(4) Delivery place: IT Promotion Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 31, 2025 (If brought in person: 11:00 A.M. September 1, 2025)